

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

平成13年9月25日
条例第44号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

改正 平成16年3月19日条例第20号 平成17年6月20日条例第23号
平成18年10月18日条例第36号 平成20年3月14日条例第19号
平成24年6月26日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票及び戸籍の附票に記載されている事項（以下「住民票等記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

一部改正〔平成20年条例19号〕

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

一部改正〔平成24年条例31号〕

(区長の責務)

第3条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票等記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成20年条例19号〕

(電気通信回線による他の市町村長への通知)

第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第5項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨
- (2) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項
- (3) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項
- (4) 法第24条の2第3項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた旨
- (5) 法第24条の2第4項に規定する政令で定める事項

一部改正〔平成20年条例19号・24年31号〕

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第4条 法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の24第5項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。）
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所
- (5) 住民票コード
- (6) 法第30条の5第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの
- (7) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨
- (8) 令第30条の24第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨
- (9) 令第30条の24第2項に規定する住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨
- (10) 令第30条の24第3項に規定する法第24条の2第3項に規定する当該最初の転入届に係る転入届をした者に係る法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

(11) 令第30条の24第4項に規定する住民基本台帳カードに法第30条の44第6項に規定する措置を講じた旨

一部改正〔平成24年条例31号〕

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項(以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。)の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第9条第1項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知

(2) 法第9条第1項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知

(3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知

(4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知

(5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知

(6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知

(7) 法第24条の2第3項の規定による最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けて行う転出地市町村長への通知

(8) 法第24条の2第4項の規定による政令で定める事項の転入地市町村長への通知

(9) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の24第1項から第4項までの規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

一部改正〔平成20年条例19号・24年31号〕

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めるものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)

第7条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付(次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。)の請求又は申出を認めるべきか否かを判断するときは、基本的人権の尊重の観点に立って行わなければならない。

2 区長は、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について、必要な措置を講ずることができる。

一部改正〔平成17年条例23号・18年36号・20年19号〕

(不適正取得の禁止等)

第8条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票等記載事項を取得し、若しくは取

得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票等記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

- 2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該住民票等記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

全部改正〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成20年条例19号〕

（関係人に対する調査等）

第9条 区長は、前条第2項及び法第11条の2第8項から第10項までの規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に関係人に対し質問をさせ、又は文書その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 3 前項の規定により質問をし、又は文書その他の物件の提出を求める職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成18年条例36号〕

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

（過料）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第2項の規定による命令を受け、当該命令に従わないとき。
- (2) 第9条第2項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき、又は文書その他の物件の提出を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の文書を提出したとき。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（平成14年規則第64号で第1条から第3条まで、第6条、第10条及び附則第2項の規定は、平成14年7月5日から施行）

（平成14年規則第72号で第4条、第5条（第2項第1号から第6号までを除く。）、第7条から第9条まで及び第11条の規定は、平成14年8月5日から施行）

（平成20年規則第105号で第5条第2項第1号から第6号までの規定は、平成21年1月4日から施行）

- 2 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年3月19日条例第20号）

改正 平成20年3月14日条例第19号

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第106号で平成21年1月4日から施行）

附 則（平成17年6月20日条例第23号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年10月18日条例第36号）

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）の施行の日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年 3 月14日 条例第19号）

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日から施行する。
- 2 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成16年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年 6 月26日 条例第31号）抄

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 6 外国人住民については、平成25年 7 月 7 日までは、第 3 条の規定による改正後の杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第 3 条の 2 から第 5 条まで（第 3 条の 2 第 1 号並びに第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定は、適用しない。